

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和8年5月19日 神戸地方法務局三田出張所 登記官 北中謙一
記

1 手続番号

- (1) 第1415-2025-0001号
- (2) 第1415-2025-0003号
- (3) 第1415-2025-0008号
- (4) 第1415-2025-0009号
- (5) 第1415-2025-0012号
- (6) 第1415-2025-0015号

2 表題部所有者不明土地に係る所在事項

- (1) 兵庫県三田市上本庄字宇治元227番
- (2) 兵庫県三田市上本庄字奥垣内686番
- (3) 兵庫県三田市上本庄字小屋ヶ谷1078番
- (4) 兵庫県三田市上本庄字西中通り399番
- (5) 兵庫県三田市上本庄字畑垣内616番
- (6) 兵庫県三田市上本庄字福井垣内670番